

地方独立行政法人会計基準等の改訂について

令和〇年〇月〇日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準等改訂の経緯

(1) 国の独立行政法人会計基準等の動きに対応した改訂

企業会計の領域においては、リースに係る会計基準について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（令和6年9月13日企業会計基準委員会）が公表され、借手リースの費用配分の方法として、全てのリースを借手に対する金融の提供と捉え、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する単一の会計処理モデルを導入することとされた。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされていることから、独立行政法人に適用される会計基準について、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて検討され、令和7年9月29日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独立行政法人会計基準等」という。）が改訂された。その際、損益均衡の観点から必要と考えられる改訂も盛り込まれた。

国立大学法人においては、「リースに係る会計基準」の公表に係る「独立行政法人会計基準等」の改訂を受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が教育研究を主たる業務としているなどの特性を踏まえ、国立大学法人会計基準等検討会議において「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準等」という。）の検討を行った。

以上のような、企業会計基準、「独立行政法人会計基準等」及び「国立大学法人会計基準等」の改訂を受け、地方独立行政法人の特性も踏まえ、研究会において検討し、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会

計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」（以下「減損基準及び注解」という。）の改訂を行うこととした。

（２）公立大学法人に適用される会計基準等の改訂

公立大学法人に適用される会計基準等について、現在は公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に適用される会計基準等と同一の章において規定されている。一方、近年の「基準及び注解」の改訂に伴い、公立大学法人と公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人との間で会計処理の取扱いが異なる事項が増加している。また、地方独立行政法人法施行当時と比較すると、公立大学法人へ移行した大学数も大幅に増加している。さらに、令和８年３月６日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡にて実施した「公立大学における研究機能の強化等に向けた実態調査」において、公立大学法人に適用される会計基準等の独立を望む意見が寄せられた。

以上を踏まえ、公立大学法人に適用される会計基準等の体系をより明確化し、関係者の理解及び「基準及び注解」の利便性の向上を図る観点から、「国立大学法人会計基準等」を参考に「基準及び注解」の改訂を行い、公立大学法人に係る規定を独立させて整理することとした。また、「減損基準及び注解」においても同様の整理を行った。

２ 会計基準等改訂の基本的考え方

（１）国の独立行政法人会計基準等の動きに対応した改訂

ア 損益均衡に関する会計処理

（ア）「資産見返負債」の名称変更等

損益均衡を確保するために置かれている地方独立行政法人に固有の勘定科目について、財務情報の利用者の分かりやすさを確保する観点から、よりその機能を表す名称に変更することとした。

具体的には、地方独立行政法人が執行した運営費交付金等を業務の達成状況等に応じて収益認識するために設定されている「資産見返負債」について、損益均衡を図る目的で収益の計上を繰り延べている機能に着目し、その名称を、収益となる財源に応じて「繰延運営費交付金（資産）」等に変更することとした（勘定科目の名称に「繰延」という表現を用いることで、業務を達成した段階又は費用を計上した段階で収益を計上することによって損益均衡を図っていることを表すこととした。）。

また、「減損基準及び注解」においても同様の名称変更を行った。

なお、公立大学法人においては、令和４年８月３１日の改訂において資産

見返負債の会計処理を廃止している。

(イ) 自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金の取扱い

現行の「基準及び注解」においては、目的積立金について中期計画に定めた使途に沿った費用が発生したときは、その同額を目的積立金から取り崩すとともに、その取崩額を当期純利益に加算して当期総利益を算定することとされている。これは、目的積立金を取り崩して使用する際に収益が計上されず損益が均衡しないため、その取崩額を当期純利益に加算することにより、目的積立金を財源とする取引の損益均衡を図る措置がとられているものである。また、中期目標等期間をまたいで繰り越される前中期目標等期間繰越積立金についても、目的積立金の会計処理と同様の処理を行うこととされている。

このような中、前中期目標等期間繰越積立金については、経営努力で得られた利益のほか、自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高等に相当する資金の裏付けがない積立金を含めて繰り越すこととされているところ、翌中期目標等期間においてその減価償却費の計上に伴い前中期目標等期間繰越積立金を取り崩した場合、その取崩額が当期純利益に加算されることにより、資金の裏付けがない積立金を当期純利益に加算して当期総利益が算定される状況が生じていた。しかしながら、自己収入は対価性を伴うことから、自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金については、損益均衡を図る対象とはならず、本来はその取崩額を当期純利益に加算する必要性はないものと考えられる。

以上の点を踏まえ、前中期目標等期間繰越積立金のうち、自己収入を財源とする資金の裏付けがないものについては、中期計画に定めた使途に沿った費用が発生した場合であっても、前中期目標等期間繰越積立金の取崩しを行わないこととした。

公立大学法人においては、「国立大学法人会計基準等」と同様に、前中期目標等期間繰越積立金の取扱いは従前のとおりとした。

イ リースに関する会計処理

リースに係る単一の会計処理モデルを導入すべきか否かについて検討を行い、地方独立行政法人が行うリースの将来リスクをより適切に開示する観点から、借手リースについて、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの別にかかわらず、使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上し、使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額を損益計算書に計上す

ることとした。

ただし、現行の「基準及び注解」においては、リースに係る利息費用が原則として利息法により配分することとされていること、また、単一の会計処理モデルを導入することに伴い、新たに計上することとなるリース負債が増加し、損益に与える影響額が増加すること（損益不均衡の拡大）が見込まれることから、この影響に対処する必要な手当てを設けることとした。具体的には、利息費用は定額法により費用配分することを原則とするとともに、リース料の支払が費用計上に先行する部分については、「繰延運営費交付金（資産）」の計上を認めることとした。

また、現行の「基準及び注解」においてリースの対象外とされている無償借受資産については、単一の会計処理モデルにおけるリースの定義に該当しないと考えられることから、引き続きリースの対象外とし、一方で、減額された使用料による貸借取引については、リースの定義に該当すると考えられることから、リースとして計上することとした。

公立大学法人においては、令和 4 年 8 月 31 日の改訂において資産見返負債の会計処理を廃止したことにより、原則として損益は均衡しないことから、損益不均衡の拡大について特段の手当てをする必要はないものとして、企業会計基準及び「国立大学法人会計基準等」と同様に利息法を原則とすることとした。

（２）公立大学法人に適用される会計基準の改訂

関係者の理解及び「基準及び注解」の利便性の向上を図る観点から、「国立大学法人会計基準等」を参考に公立大学法人に係る規定を独立させ、新たな章を設けることとした。

３ 適用時期

改訂後の「基準及び注解」及び「減損基準及び注解」は、令和 9 事業年度から適用することが適切である。

ただし、「基準及び注解」におけるリースに関する会計処理の改訂内容（下表）については、令和 12 事業年度から適用することとし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、より早期に適用することも認められるものとする。

【リースに関する会計処理の改訂内容】

・ 地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く）

改訂前	改訂後	令和 12 事業年度から適用する内容 ※令和 11 事業年度まで改訂前の内容を適用 ※改訂後の内容について早期適用可
第 1 章 基準第 29	第 1 章 基準第 29	リースに関する会計処理の改訂
—	第 1 章 注解 20	無償又は減額された使用料による貸借取引についての注解の追加
第 1 章 注解 22	第 1 章 注解 21	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについての注解の改訂
第 1 章 注解 50（４）	第 1 章 注解 48（４）	リースに係る単一の会計処理モデルの導入に伴う名称の変更
—	第 1 章 注解 52 第 2 項（７）	会計方針の例への「リースの計上基準」の追加

・ 公立大学法人

改訂前	改訂後	令和 12 事業年度から適用する内容 ※令和 11 事業年度まで改訂前の内容を適用
第 1 章 基準第 29	第 2 章 基準第 28	リースに関する会計処理の改訂
—	第 2 章 注解 20	無償又は減額された使用料による貸借取引についての注解の追加
第 1 章 注解 22	第 2 章 注解 21	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについての注解の改訂
第 1 章 注解 50（４）	第 2 章 注解 46（４）	リースに係る単一の会計処理モデルの導入に伴う名称の変更
—	第 2 章 注解 50 第 2 項（７）	会計方針の例への「リースの計上基準」の追加

・ 公営企業型地方独立行政法人

改訂前	改訂後	令和 12 事業年度から適用する内容 ※令和 11 事業年度まで改訂前の内容を適用 ※改訂後の内容について早期適用可
第 2 章 基準第 29	第 3 章 基準第 29	リースに関する会計処理の改訂
—	第 3 章 注解 24	無償又は減額された使用料による貸借取引についての注解の追加
第 2 章 注解 24	第 3 章 注解 25	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについての注解の改訂
第 2 章 注解 48（４）	第 3 章 注解 49（４）	リースに係る単一の会計処理モデルの導入に伴う名称の変更
—	第 3 章 注解 55 第 2 項（７）	会計方針の例への「リースの計上基準」の追加